

千葉県立図書館複製機材持込みによる図書館資料の複製取扱要綱

(平成 20 年 3 月 27 日 館長決定)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、千葉県立中央図書館、千葉県立西部図書館及び千葉県立東部図書館（以下「図書館」という。）において行う図書館利用規則（昭和 62 年千葉県教育委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 10 条及び千葉県立図書館資料複写サービス取扱要綱第 11 条に規定する図書館資料の複製であって、利用者が自らの複製機材を持込み、その機材を用いて行うものの取扱いについて必要な事項を定める。

(複製の機材)

第 2 条 複製機材は、スチールカメラ、ビデオカメラ、デジタルカメラ等非接触式の機材とする。

(和装本の複製の許可)

第 3 条 複製機材を用いて、図書館の和装本（和漢古書）等を自ら複製しようとする者が、資料複製申込書（規則第 10 条第 1 項第 4 号様式）に所要事項を記載し、図書館職員（以下「職員」という。）に申し出たときは、著作権法の範囲内であること、資料が損傷するおそれの有無、複製の目的、範囲等を確認し、特にやむを得ないと認めるときは、複製を許可する。

(転載、出版等の目的による複製の許可)

第 4 条 複製機材を用いて、自ら転載、出版等の目的による複製をしようとする者及び和装本等以外の図書館資料を自ら複製しようとする者は、図書館資料複製許可願（別記第 2 号様式。以下「許可願」という。）及び著作権者の資料複製承諾書（以下「承諾書」という。別記第 1 号様式。承諾書と同様の記載内容の書面により代用することができる。）を館長に提出して許可を受けなければならない。

2 館長は、前号の許可願が提出されて、その複製の許可、又は不許可を決定した場合には、依頼者に資料複製許可（不許可）通知書（別記第 3 号様式。以下「通知書」という。）を交付する。

(複製の不許可)

第 5 条 館長は、次の各号の一に該当する場合には、複製の許可をしない。

- (1) 申込書又は許可願に虚偽若しくは不正な事項が記載されていた場合又は必要事項の記載がされていない場合
- (2) 著作権者の許可が必要であるにもかかわらず承諾書等の提出がない場合
- (3) その他図書館の業務に支障が生ずる場合

(複製の日時, 条件等)

第6条 第4条第2項に規定する通知書により複製の許可を受けた場合には, 次のとおりとする。

- (1) 複製の日時については, 館長が指示する。
- (2) 複製の処理は, 館長の指定した条件で, 職員の指示に従って行うものとする。

(複製の中止)

第7条 依頼者が記載事項の内容に反したとき, 又は反する行為をした場合には, 館長は速やかに複製を中止させるとともに, その後の複製の許可をしないことができる。

2 図書館の他の利用者に迷惑を及ぼすと認められる場合も前項と同様とする。

(補則)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は, 館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は, 平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成元年2月28日館長決定の千葉県立中央図書館複製機材持込みによる複製事務取扱要綱は廃止する。